

ライフマネー通信

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘



あなたのお金の管理を第三者に任せることはできますか？

みなさんはお金をどのように管理されていますか。お金の管理の方法は人によって様々です。財布ひとつ取っても、その日使う分だけ入れている人、何十万円も入っていないと落ち着かない人、キャッシュレスで財布すら持っていない人もいます。

お金の管理方法に正解はありません。こうした方が安全とか、この方が便利とか、一定の方法論はありますが、最終的には本人の価値観が大きく反映されます。これは金融機関や証券会社との付き合い方も同じです。

本人が自分自身で管理できている間は問題ありません。認知症や様々な障がい等によって管理ができなくなる場合があります。ひどくなると、支払わないといけないものが滞っている、収入が入ればすぐに使ってしまう等生活に支障をきたすようになります。

家族や周囲に手伝ってくれる人がいれば、最悪の事態は防げるかもしれません。いない場合は第三者にお金の管理をお願いする必要があります。法的な制度を活用すると成年後見制度、公的な制度を利用すると日常生活自立支援制度（裏面参照）があります。

銀行をはじめ民間でもお金の管理に関するサービスを提供している団体もあります。

ここで問題となるのが、自分のお金や財産を第三者に任せることができるかです。信頼できる団体とはいえ、自分の財産を渡すことになります。自分で管理ができているうちは利用しないサービスなので、前もって心構えもできません。サービスを利用しないと生活が成り立たないと頭で理解できていても、とても勇気のいることです。

当法人でも「財産管理サービス」といって、利用者の通帳をお預かりして、必要な支払いをしたり、生活費を渡したりしています。信頼いただいておりますので、こちら最善の注意を払っています。契約時の説明や毎月の報告は丁寧に行うようにしています。

今後、認知症高齢者数は増加していきます。それに対応するため、社会インフラを整えていかないとはいけません。信頼できる団体を増やさないとはいけません。現在、日本財団の助成を受けて財産管理サービスが社会インフラとして定着するように活動を行っています。

また、本紙が将来のお金の管理について考えるきっかけとなることに加えて、金銭管理サービスをに対する認知度が向上していくことを願っています。